

令和4年8月9日
航空局

ANAウイングス株式会社に対する嚴重注意について

ANAウイングス株式会社において、以下のとおり客室乗務員に不適切な行為が認められましたので、国土交通省航空局は本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和4年8月31日までに報告するよう指示しましたのでお知らせします。

(事案の概要)

客室乗務員2名(以下、CA①、CA②)は、乗務前日に過度の飲酒を行い、令和4年7月29日ANA632便(岩国空港発-東京国際空港行)の乗務前アルコール検査においてCA①が【0.10mg/ℓ】以上の数値が複数回検知され、検査不合格となった。

当該CA①とCA②は、飛行勤務開始12時間前を超えて飲酒し、両者とも推定飲酒量が4ドリンクを超えていた。

上記は、航空法第104条第1項に基づく認可規程である同社の運航規程に違反するものである。

また、CA①は1回目のアルコール検査で、アルコールが検知した後に行われる会社からの確認において、上記の状況を隠し、虚偽報告を行い2回目、及び3回目のアルコール検査が行われていたこと、CA②もその状況を認識しながら会社への申告を行わなかった。

※CA①、②と同席して飲酒をしていたもう1人の客室乗務員(以下、CA③)については、飛行勤務開始12時間前までに飲酒を終え、推定飲酒量も4ドリンク未満であった。

なお、CA③もCA②と同様に、会社への申告を行わなかった。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

以上

(添付資料)

添付資料：ANAウイングス株式会社に対する嚴重注意の文書

《 問い合わせ先 》

航空局安全部航空安全推進室

TEL:03-5253-8111

野下(内線:50143) 松田(内線:50163)

FAX:03-5253-1661